

「人吉くまなびの日」実施要項

人吉市教育委員会

1 趣 旨

教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、「ひと・もの・こと」に対する興味関心と学びへの意欲を高めるとともに、可能性を広げることができるよう子供と家族と一緒に休める環境を整備する。

2 対 象 人吉市立小学校、中学校

3 始 期 令和8年4月8日

4 内 容

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行う場合、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、出席しなくてもよいと校長が認める場合として取り扱う）。

5 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能） ただし、残日数を翌年度に繰り越すことはできない。

6 手 続 取得日の7日前までに保護者が在籍校へ様式1（取得届）を提出し、校長の承認を得る。

7 補 習 取得日の学校での学習内容については、各家庭において自習で対応する。

- ### 8 その他
- （1）原則として、「人吉くまなびの日」取得後の実績報告は求めない。
 - （2）学校は、学校行事の日やテスト期間など、「人吉くまなびの日」を取得することができない日（期間）を設定することができる。
なお、設定した場合は、保護者等に周知することとする。
 - （3）一緒に体験する保護者等については、保護者及び保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹とする。（これ以外については、個別に判断する場合もある。）